別記様式を次のように改める。

別記様式（第３条関係）

（表）

	第　　号
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第５項において準用する同法第31条第２項の身分証明書	
写真	職名及び氏名 生年月日　　年　　月　　日 年　　月　　日発行
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長、 独立行政法人家畜改良センター理事長、 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 又は国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長	

（裏）

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（抄）

（立入検査等）

第31条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者若しくは譲り受け、若しくは輸出した者、遺伝子組換え生物等を輸出しようとする者、国内管理人、これらの者の業務を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

２　前項の規定による立入り、質問、検査又は収去をする職員（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

（センター等による立入検査等）

第32条　農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第１項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「センター等」という。）に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。

一　独立行政法人農林水産消費安全技術センター　独立行政法人家畜改良センター　国立研究開発法人水産研究・教育機構　農林水産研究機構及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　農林水産大臣

二・三　（略）

２　農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定により立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

３・４　（略）

５　第１項の規定による立入検査等については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

第49条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第31条第１項又は第32条第１項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式（次項において「旧様式」という。）による職員の身分を示す証明書は、この省令による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令別記様式による職員の身分を示す証明書とみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。